

申請から工事完了までの流れ

【道路工事施行承認申請】

1	申請書の提出	提出先：管理課 管理調整係（本庁舎14階 1番窓口） 方 法：オンライン or メール or 窓口
---	--------	--

～ 現地調査・審査・承認書作成 ～

概ね2週間程度かかります

2	承認書の受取	承認書が準備できましたら区からご連絡いたします。 受取窓口：管理課 管理調整係（本庁舎14階 1番窓口）
---	--------	---

3	道路使用許可の取得	<u>所轄警察署にて許可を取得してください</u>
---	-----------	----------------------------------

4	着手届の提出	提出先： <u>担当土木出張所（承認書に記載）</u> 方 法：窓口 or メール <u>注）道路使用許可証の”写し”を添付してください</u> <u>許可条件や交通規制図も漏れなく添付してください</u>
---	--------	--

～ 工 事 ～

※工事完了後に不可視となる施工状況等は必ず写真を撮影してください。

5	完了届の提出	提出先： <u>担当土木出張所（承認書に記載）</u> 方 法：窓口 or メール 注）工事記録写真（施工前・中・後）を添付してください
---	--------	--

6	完了検査	担当土木出張所が検査を実施します。 承認書の内容と異なる施工をした場合など、補修を指示することがあります。
---	------	--

◆問合せ先・注意事項は裏面参照◆

問合せ先

申請書・手続き等について

土木部 管理課 管理調整係（本庁舎14階 1番窓口）

電話番号：03-5984-1305（直通）

メール：DOBOKUKANRI03@city.nerima.tokyo.jp

練馬区 →
ホームページ



着手届・完了届の提出、立会い、完了検査等について

土木部 維持保全担当課 東部土木出張所（豊玉中3-28-8 2階）

電話番号：03-3994-0083（直通）

メール：DOBOKU1@city.nerima.tokyo.jp

土木部 維持保全担当課 西部土木出張所（石神井町3-30-26 石神井庁舎別館3階）

電話番号：03-3995-0083（直通）

メール：DOBOKU3@city.nerima.tokyo.jp

注意事項

- ・車両乗入れ施設は原則として次に掲げる場所には設けないこと。
 - 1) 交差点または道路の曲がり角から前後5m以内
 - 2) 横断歩道およびその前後5m以内
 - 3) 横断歩道橋、地下道の出入口から5m以内
 - 4) バス停留帯前または停留場標柱から前後10m以内
- ・L形側溝や街渠は現場打ちをせず、既製品を加工して設置すること。
- ・L形側溝や街渠の切下げ両端にはすり合わせ部を設け、段差が生じないようにすること。
- ・L形側溝前50cm以上を影響範囲として舗装復旧を行うこと。
- ・車両の出入りが多い、または普通乗用車を超える車両が出入りする箇所は、L形側溝等の構造について練馬区と協議すること。
- ・歩道の切下げを行う場合、延長、箇所数ともに必要最低限とすること。
- ・下記施設に影響が出る場合、事前に各関係機関と協議すること。

境界標杭 練馬区 土木部 管理課 道路台帳係 電話番号：03-5984-1959

公共汚水柵 東京都 下水道局 練馬出張所 電話番号：03-5999-5650

交通標識 警視庁 練馬警察署 電話番号：03-3994-0110

光が丘警察署 電話番号：03-5998-0110

石神井警察署 電話番号：03-3904-0110